

かながわ議会 DIGEST 第7号



市民が見つめる県内議会

2013年7月5日／発行：開かれた議会をめざす神奈川市民団体連絡会

第7号の発行に当たって

世話人代表 赤倉昭男

国では参議院議員選挙を機に、「日本国憲法」の改定をめぐる議論が盛んになっています。一方、地方議会では、議会運営の最高規範と位置付ける「議会基本条例」の策定が急速に進んでいます。神奈川県下では34の議会のうち約半数の15議会がすでに同条例を制定しています。条例に規定されたことが実行されず、「アクセサリ一条例」だと揶揄されるところが少ないことを願っています。

また、今年は地方自治法の改定で「政務調査費」が「政務活動費」に改名され、不当な用途の拡大が心配されました。そうした折、本会のメンバーでもある「政務調査費改革かながわ見張番」が起こした神奈川県議会議員の2003年から4年間の政務調査費の一部約2.4億円は目的外支出との訴えが横浜地裁で認定される大事件が起きました。今後、私たちの議会監視の役割は、政務活動費額の見直し議論も含め、いっそう重要になります。

目次(政務調査費速報記事以外、原稿到着順)

自治体名	見出し	ページ
神奈川県	速報！ 政務調査費返還履行等代位請求事件	1
寒川町	議員定数変動制のすすめ	2
二宮町	二宮町の議会報告会	3
海老名市	海老名の市議会改革状況報告	3
川崎市	議会改革の陳情に関する議運委・正副委員長との対話	3
神奈川県	政務調査費交付条例改正に伴い、神奈川県議会に意見書提出	4
相模原市	陳情を握りつづす議会とは	5
葉山町	議会の活性化に期待	6
横浜市	横浜市の議会基本条例は制定前から最下位決定か？	6
茅ヶ崎市	議会報告会・意見交換会に参加して	7
横浜市	「議会、議員の役割とは何でしょうか」	8

速報！ 政務調査費返還履行等代位請求事件 ～神奈川県議会4会派に 2億3,720万円返還命令～

「政務調査費改革かながわ見張番」
共同代表 江口武正

市民団体「政務調査費改革かながわ見張番」は政務調査費の不正使用を行っているとし神奈川県議会4会派に政務調査費返還を求め、平成20年4月4日に横浜地裁に訴訟をしていたが、約5年を経た平成25年6月19日にやっと判決がでた。

判決の内容は、総額約2億3,720万円（内訳、自民党：約1億1,350万円、民主党・かながわクラブ：約8,620万円、公明党：約1,960万円、県政会：約1,790万円）を4会派は県に返還するようにと黒岩知事に命じたものである。「全国市民オンブズマン連絡会議」によると、政務調査費関連訴訟では過去最高額とのことであり、画期的な判決といえる。

私は4名の原告の一員として当訴訟に終始付き合った立場のため、当訴訟の内容理解を促進するための記述を下記したい。

(1) 平成15、16、17年度返還訴訟(15年~17年は、実質監査は行われなかった)

当訴訟の前提になる住民監査請求は平成20年1月8日に請求し、平成20年3月7日に監査結果が出ている。その監査では18年度分のみを通常の監査を行い、平成15年、16年、17年は通常の監査を実施しなかった。

県監査委員は監査結果の「意見」のなかで「平成18年度分の違法支出の存在に鑑みて、平成15年、16年、17年度においても同様の違法支出の存在が推測される」として、「県議会各会派議員は平成18年度分監査に示した監査基準に準拠して自主的に目的外違法支出を算定し返還することを要望する」と監査意見を明確に示していた。県議会各派・議員は監査委員の要望意見を無視し、一切の返還を行っていないことから原告は18年度の目的外支出割合を考慮し、返還額を算定し本訴訟に臨んだ。今回の判決では裁判官は監査委員の意向を踏襲したものであるが、実際に違法支出の特定がなされていないにもかかわらず、違法支出と断定したのは画期的な判断といえる。

(2) 按分(「10分の1」か「10分の3」か)

通常監査を実施した平成18年度分の監査で監査委員は按分対象支出について、ほとんどの項目で「十分の一」と判断したが、平成24年1月18日付け川崎市議会政務調査費返還訴訟で当裁判の裁判長と同一人物が「十分の三」との判決を出しており、その他の多くの理由から「十分の三」が採用されると原告は考えていたが、「十分の一」の判決が出たことは非常に残念である。

(3) 遅延損害金

今回の判決では返還額に対して遅延損害金年5%を支払うことを命じており、会派の返還額は数千万円単位で増加される。この判断は政務調査費不正使用に対する裁判所の厳しい姿勢が見られ評価できる。

議員定数変動制のすすめ

さむかわ市民オンブズマン代表
山蔦紀一

1. 議員のなり手が少なくなった？

最近、全国的に市町村議員の立候補者が減り、投票率も下がってきているように思う。また、財政難で公共工事が減ったためか土木・建設業系の議員が減っている。どうも、議員になる「妙味」が減ってきている様子である。議員に頼むと、入札が有利になり、補助金が貰え、課長に昇進しやすくなったりしたのは昔の話。かといって、学校で理想的な「議員のあり方」や「市民のあり方」を教えたとしても、そう簡単に議員の体質は変わらないであろう。議員報酬を上げ定数を大幅に減らせば選挙は白熱するだろうが、果たしてこの変更を現職の議員が決められるのだろうか。

2. 議会基本条例制定の目的は？

低成長時代の議会は、本来なら「無駄を減らし、財源を作れ！」と行政に迫るべきなのだが、何の成果も生まない「議会基本条例」の制定にいそんでいる議会が多い。仕事をしていると見せかける「アリバイ工作」と思われても仕方がない。そもそも、議員だけで議会基本条例を作るべきではない。有権者に対し「このように議会を運営しますがよろしいでしょうか？」と、議会議員選挙の時に合わせて住民投票するなどして問いかけ、「住民の判断を仰ぐ」方法がセットになって初めて「作る意味の生まれる」条例だと思う。

3. 議員定数変動制に移行すべき

そこで、「議会議員選挙の投票率によって議員定数を増減させる制度」を提案する。たとえば、基準の投票率を60%と決め、5%下がるごとに5%ずつ議員定数を減らすのである。もし、無競争の場合は自動的に2議席減らし選挙を促す。議会に関心を持たない選挙民が増えれば増えるほど議席数が減る仕組みである。議席が減った分議員報酬を上げて良い。この制度は、議会の存在価値をグンと高める妙法だと思っているが、私は寡聞にして世界の実施例を知らない。これなら市町村の条例改正で実施可能だと思うのだが…。

二宮町の議会報告会

オープンな二宮議会をめざす会代表
田口謙吉

私は二宮町議会報告会の3日間のうち2日間に出席しました。二宮町議会は議会基本条例制定後、初めての議会報告会に資料を作りパワーポイントを用意し人数も集めました。

この議会報告会が盛り上がったのは（議員の回答は大した事が無かったが）町民が意見を述べられた事です。茅ヶ崎市や大磯町の議会報告会と比べ面白かったと思います。議員達がそれなりに頑張ったと思います。

二宮町議会の基本条例には、全員協議会の公開、一問一答、反問権、議会報告会と入りました。茅ヶ崎市条例は「一問一答の方式により行う事が出来る。」とか「〇〇〇〇に努めるものとする。」といった縛りのない条項が多く反問権もありません。二宮の方が優れていると思います。これは基本条例制定の過程で①制定委員会の度に町民の傍聴と町民も意見表明をする場があった事、②経過報告会や講演会等も（議会側が）市民参加を得て進められた事の成果だと言えます。

大磯町議会条例の意見交換会は一般会議と規定され自治会や住民団体等が要求すれば議会と意見交換、討論の会議を設定できる条例になっていますが、二宮町議会の意見交換会は予算、決算議会の年2回だけ2時間の報告会とセットで開かれ十分な意見交換会にはなりません。また私は開成町の日曜議会を傍聴しましたが、二宮議会基本条例に日曜議会、夜間議会がありません。

二宮町議会は2年以上かけて（町民からみて）基本条例だけを議論して来ました。町民側も骨抜き条例にならないよう働きかけをしてきました。条例を作るのは議会・議員自身で二宮町議会基本条例が出来たのはまさに議員の力ですが、しかし基本条例を作ることだけが議員の仕事ではありません。本来の行政チェックや政策、

条例提案の力をいかに上げていけるのか、議員の能力、議員レベルがこれから試されます。27条の議会基本条例推進委員会が機能され進化する事を切望します。

海老名の市議会改革状況報告

えびな市民オンブズマン代表
藍田博之

1. 平成24年度は、海老名市議会の傍聴に関して、改善が有りました。議会事務局の受付、従来は、「何々の委員会日程」用紙1枚のみの配布でした。新規に、①審議が把握できる様に、「概要資料数枚綴り」配布が、改善されました。更に、②「傍聴者貸出予算書と決算書、議案概況書、等の5cm位の分厚いファイル」を貸出する様に成り、傍聴者は、以前より議会審議内容が、把握が出来る様に成りました。

2. 平成25年度に入り、陳情者本人が、会議場で、陳情説明を行うことが議決され、6月より実施開始と成りました。市議会の本会議と各常任委員会への傍聴者に対して、前向きな改善と成りました。長年の時間が要しましたが、市民皆様の御支援と御協力で得た、喜ばしい結果と感じます。

議会改革の陳情に関する 議運委・正副委員長との対話

川崎市議会を語る会代表 吉井俊夫

当会の提出した陳情『選挙の際の議会改革に関する各会派の「提案」を議会の課題として検討すること』が2月上旬の川崎市議会・議会運営委員会において「継続審査」となった。その審査の中で自民、公明、民主、みんなの各会派が「陳情の取り下げ要請」を主張したことを受け、それを含みに、正副委員長が陳情者に審議状況を説明することとなった。

会談は2月20日、約1時間にわたり、審議状況の説明・質疑、意見交換の順に行い、お互いに考え方を理解する上で有意義であった。

趣旨採択の共産を除く、上記4会派の考え方

は以下の2点になる。

1. 「選挙時の公約」実現は各会派の責任、それぞれへ要望すれば良い
2. 議会運営協議会を設置し、議会改革に取り組んでおり、見守って頂きたい

即ち、議会の専権事項に口出しせず、結果を待っていれば良い、との考え方だ。

これに対して当会は「議会改革は議会が積極的にまとめる責任がある」「要望は任意の市民と特定の会派・議員との私的会話」「請願・陳情は市民すべてがアクセス可能な公的活動」「その意義を議員が理解していないのは遺憾だ」との意見を表明した。

また、見守り論に対し、「議会改革は遅々として進んでいるだけ」「どこまで進めるのか、スケジュールも無い」「議会としての意思の問題」「市民の立場から厳しい検証をするのは当然」と攻勢を掛けた。これに対して副委員長が、「議論が滞っているのは認識」「協議会に加速をお願いした処」「厳しい意見は歓迎、但し、真剣な取組みを理解して欲しい」「情報開示は様々取組んでいる」と説明。

その他にも、陳情のタイミング、議運委の全会一致制の弊害等も俎上に上げて議論をぶつけた。“正副”にとって「継続審査」への道筋の儀式としての対話であったのだが、私たちには、多様な意見が統合・進化ではなく、「のっぺらぼう」になる過程が判るような、内幕を覗ける対話、でもあった…これは収穫なのだろうか？

◆総会&記念講演のお知らせ◆

下記の予定で総会と記念講演を開催します。スケジュールに入れておいてくださると幸いです。

日時：10月19日(土) 13:30~16:30

会場：万国橋会議センター

(横浜市中区海岸通4-23)

みなとみらい線・馬車道駅下車徒歩4分

講師：露木順一 氏

**政務調査費交付条例改正に伴い、
神奈川県議会に意見書提出**

かながわ市民オンブズマン代表幹事
黒下 行雄

かながわ市民オンブズマンでは、神奈川県の政務調査費交付条例改定前の平成24年12月21日に、「意見書」(後述の意見書要旨内容 参照)を県議会議長と議会運営委員会委員長宛てに提出しました。

昨年8月29日、地方自治法100条14-16項(地方議会の政務調査費についての根拠規定)が改正され、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的に下線部が追加され「議員の調査研究その他の活動に資するため」へと変更になり、また政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める、とされました。そのため、神奈川県では、平成25年3月の施行に合わせ、交付条例をH24年の12月議会で改正することになりました。

もともと、政務調査費の用途基準マニュアルが、既に、調査研究に限定した支出のみならず「議員の…その他の活動に資する」支出を許容したものとなっていることから、意見書では、地方自治法の当該規定の本旨に立ちかえり、

1. 用途を調査活動と密接に関連するものに限定すること。
2. 議長に提出される領収書の写しをPDF化しCD-Rなどの電磁媒体で開示請求に対応する方法を採用すること。

の二点に絞りまとめました。

以下、意見書要旨

1. 用途を議員、会派の調査活動と密接に関連するものに限定すること

政務調査費の名称が政務活動費に変更されたとはいえ、議員の調査権限を定めた地方自治法

100条に規定されるものである以上、議員・会派の調査活動と無縁な活動への支出を許すものではない。

また、現在条例施行規程で定められている用途は、「充てることができる経費の範囲」として条例で定めることにより、より明確化することが求められている。

上述のとおり現行の用途基準は政務調査活動を広義にとらえたものであり、これがさらに拡大解釈されることは議会に対する県民の信頼を損なうものである。改正地方自治法があえて100条16項に透明性を求める条項を入れたのは、改正によって調査活動とは無縁の支出を助長することを警戒し、これを住民の目で監視することで、違法・不当な支出を防止するとともに、会派・議員の説明責任を尽くさせようとした点にあると解釈されるべきである。

2. 条例改正を機に透明性を確保する合理的な方策を導入すること

用途の透明性確保のための有効な対処としては、「領収書等の支出証拠書類へのアクセスを容易にすること」があげられる。愛知県議会では、議会事務局で2万枚を超える全領収書をPDF化し、CD-R3枚210円にて開示請求に対応した。

貴議会においても従前の取り扱いによる領収書の写し（黒塗りの施されていないもの）の提出に加え、個人情報等の非開示箇所に会派・議員の判断で墨塗りを施した写しも合わせた計2部が、会派・議員から議長に提出されることを求める。また、議会局において後者を迅速にPDF化し、開示請求に対応することを求める。

（以上、かながわ市民オンブズマン広報誌 108号より抜粋）



陳情を握りつぶす議会とは

相模原市議会をよくする会代表
赤倉昭男

大半が不採択の運命に

地方議会に市民団体や個人から提出される陳情の大半が不採択とされ、採択されるケースはごく稀だというのが一般的な見方である。

相模原市議会では、平成22年から24年までの3年間の統計では、実際に議会に出された陳情は64で、そのうち採択されたものはわずか22%弱、不採択は64%、結論を出さずに“継続審査”扱いにされたもの9%、提出されたが途中で取り下げられたもの5%弱という結果であった。これを見ても、一般的な見方は正しいと言える。

そもそも公共団体への要請を議会が審査する疑問

市民が議会に提出する陳情の内容は、大きく分けると①市行政施策への提言②国政への要請などが大半だが、時には議会そのものへの要望などもある。普通に考えれば、国や自治体執行部に直接要請・要望すればよいのに、なぜ議会がスクリーニング（適格検査）しなければならないのか。また、常任委員会での実際の審査の場では、委員である議員が、傍聴席に姿を見せながら陳情提出者でなく、わざわざ関係部局の職員に説明を求めているのも不可解である。おかしいことに、陳情に沿うような市側の説明はほとんどない。これでは不採択を薦めているように映る。詮索すれば、採択になれば自分たちの仕事が増えてしまうと考えているのではないか。

一方、議員側からすれば、ことに議会改革・改善関係の陳情では、多くの先進他市議会でも実施されているものでも、陳情で採用したのでは議会のメンツにかかわるので、素直には呑めないという心理が働いているように思える。いずれ、後日自分たちの発案として実施しようと考

えるようだ。

地方自治法の第109条には、陳情審査には公聴会の開催や利害関係者や学識経験者を含む参考人の出頭を求めて意見を聞くことが出来るとしているにも関わらず、ここ十年以上もそのような措置を見たことがない。この「陳情者説明」について、今年、川崎市議会では、議会基本条例の規定に沿って実施を決めた。大きな一歩である。

不採択の理由はいくらでもある？

最近、相模原市議会に提出された陳情に「相模原市役所の民営化」を求めるものがあつた。これを審査した総務常任委員会では、さすがに質疑も討論もゼロ、ただちに採決に入り不採択になった例がある。しかし、傍聴席で観たところ、多くの陳情は理論的にもしっかりしたものがほとんどで、議会から行政に移管し、検討・実施を促すにふさわしいものも少なくない。問題は、不採択の理由に、国の方針が未確定、陳情文の一部が不適切、複数の提言が混在している、などもあり、部分採択や趣旨採択もせず、不採択にするケースが大半で、真摯に陳情を賛成・支持する意見は常に少数となり生かすべき陳情は消えていく。市民の議会への不信感の根拠にもなっている。今後、議会基本条例の策定を進めていく相模原市議会は、この陳情をどのように扱うかを注目していきたい。

議会の活性化に期待

NPO 法人葉山町民オンブズマン理事
酒井重成

太陽が明るく輝く葉山町ではあるが、1956年からの半世紀の間、議会は明るく開かれたものではなく、町民からは見え難い閉ざされた存在であったと言えよう。首長の禪譲や7期に及ぶ連続任期などがあつて、議会は首長の追認機関となり、町民の声を聴き行政を監視するという本来の役割を果たして来たとは言い難い状況が続いた。その最たる例が、平成の初めに突然提案された公共下水道の計画である。

議会は十分な審議を尽くすことなく議決したが、その後建設費の大幅増(289億円→440億円)等が明らかとなつて、多くの町民から反対の声が上がり、住民訴訟で最高裁まで争う大事件に発展した。裁判では、合併浄化槽に比べて、公共下水道が8倍の高コストであることや、計画決定までに十分な吟味が無かつたことなどが明らかにされたが、町長の裁量権の範囲を“著しくは”超えないとの判断で町民は敗訴した。その結果、普通交付税不交付の優良団体であつた葉山町財政は、今や経常収支比率が100%を超えるところまで悪化した。この責任は、当時の首長及び行政当局にあるが、議会もその一端を負うべきと言える。

首長の交替や議員の顔ぶれの変化に伴い、議会も徐々に町民に顔を向け始めたが『葉山町議会基本条例』に謳われた理念『二元代表制と住民主権』の具現化にはまだ至っていない。請願や陳情を議会が採択しても、それを町政に反映する為の具体的な行動が見られない。又、県下33自治体の内、31自治体は1名の紹介議員で請願提出が可能であるが、葉山町は議員2名の紹介議員を必要で、請願提出のネックになっている。

今回、町議会議長に就任した金崎氏は、『補助輪ではいけない。議会と行政は両輪』との所信を述べ、議会の活性化に意欲を燃やしているようだ。今後の葉山町議会の動きを大いに期待すると同時に、葉山町民オンブズマンとしてもしっかりと監視の目を開いていきたい。

横浜市の議会基本条例は、 制定前から最下位決定か？

本会横浜支部世話人 小林眞理

横浜市では5月30日の本会議において、横浜市議会基本条例調査特別委員会の報告書が提出され、ようやく議会基本条例の制定が決まった。2年という歳月をかけ、25回も開催された委員会の報告なので、なるべく高く評価したいという気持ちはある。あるのだが、そもそも委員会自体が市民に非公開であつた上に、提出し続けた「傍聴願い」を自民・公明・民主・みんなの

党がことごとく不許可にしたという事実から、良い評価をくださることはとても無理なのである。

さらに、傍聴から推察される具体的条文には、条例の二本柱である「情報公開」と「住民参加」が盛り込まれる様子はない。それがいかに不自然なことか、条例制定済の県&県下自治体 15 議会の条文と比較して述べてみたい。

【「会議の原則公開」がない! ?】

制定済の 15 議会中、条文に「会議の原則公開」が盛り込まれていないのは、藤沢市、大井町、湯河原町の 3 議会である。しかし、電話で議会事務局に問い合わせたところ、藤沢と湯河原については、実際は公開しているとのこと。では、条文に盛り込まなかったのはなぜか? その理由がふるっていた。「(委員会を含めた) 会議の公開は、当たり前のことであり、条例制定前から行っていたので、わざわざ条文に盛り込む必要がなかった」とのこと。

横浜市では、本会議と予算・決算特別委員会を除くその他の委員会の直接傍聴ができない。つまり、藤沢と湯河原いうところの「当たり前のこと」がまったくできていない上に、議会基本条例制定を機にそれを規定しようとする気もない。これで議会・議員の責務を果たしていると言えるのであろうか?

【「市民参加」もない! ?】

さて、横浜市と同様に「会議の原則公開」を謳っていない大井町。でも、大丈夫。議会基本条例のもう一本の柱、「市民参加」を意見交換をともなう議会報告会の開催(第8条)で保障・実現している。

一方横浜は、議会報告会の開催規定もない。

このように、横浜市の議会基本条例は制定前から県下“最下位”が予想される。それもこれも、市民にまったく公開せず、参加も求めずに制定しようとしているからである。今からでも遅くはない。(せめて)パブリックコメントの実施を!

議会報告会・意見交換会 市民の関心に応えた運営を!

フォーラムちがさき世話人
岡本信子

2011年4月1日より施行された茅ヶ崎市議会基本条例に則り2011年11月から始まった議会報告会は、今回で4回目となります。過去の報告会で意見交換の場を求める声があがっていたのに応え、その時間を用意したことは、条例に基づくこととは言え評価できます。

今回は議会報告会と併せた形のため、「意見交換会」の時間は約45分と短く、また出席者数は合わせて52人、少ない会場は1人・4人と本当に少数でした。

市民の意見は多くが行政への不満であり、議会が市民の不満や苛立ちを感じ取ってどのように追及してくれるかを期待しています。

その典型が市役所建て替え問題の住民投票直接請求ですが、多くの議員が「建て替えありき」の立場であったため、署名数が法定の3.7倍という広がりがあったにもかかわらずそれを無視して、「これまで多くの方々と丁寧に議論して築き上げてきた結果とこれに至る過程をないがしろにするものであり、到底容認できるものではありません」との市長意見に同調して、反対議員は誰一人態度を変えませんでした。

この度の意見交換会でも「耐震改修には補助金があるのに考慮されていない。チェック機関としての議会の役割を果たしているのか。」と追及した質問に明快な返事はありませんでした。

「議会と行政は馴れ合いではないか」に対して「敵対するものではない。同じ思いで市民の立場に立っている。」という返事には、心底落胆しました。なぜなら、住民投票条例の請求代表者が意見陳述をしたおり、「議会と市民は敵対するものではないですよ?」と思わず念押しした場面を思い出したからです。議会の判断のみで取り上げたテーマで、相変わらずの原稿読み上げの報告部分は止めて、意見交換会に時間を多

く取るべきではないかと思えます。

その際、議員は議会で解決することと行政に対して対応することを、市民に分かるように説明するべきではないでしょうか。内容が変わらなければ参加者は増えないでしょう。場所を変えるなど安直な対策で、市政への関心が高まるなど到底思えません。

「議員、議会の役割とは何でしょうか」

本会横浜支部会員 川崎孝征

「議員、議会の役割とは何でしょうか」

議員の給料が高いとか低いとか言われていますが、それは市民が議会に何を求めるかによると思います。

先日、横浜市の議員とお話をしてあらためて、そのことを考えました。お話した市議は私のような一般市民と話をするくらいなので、一生懸命、市民のために働いています。日本や世界の自治体に出かけて、参考になるところを学び、それをブログなどで市民にも発信しています。これからも、是非活躍してほしいと思いました。その中で一点、気になることがありました。横浜市の市議会議員は、1000万円以上の収入がありますが、それでも不足するというのです。確かに、事務所を開き、常駐の人を置き、海外に行けば、そうだとは思いますが。

しかし、横浜市 370 万市民には議員が 86 人しかいません。絶対数は多いのですが、寒川町 4.7 万人との人口比で言えば、横浜市民には、たった一人の議員しかいないということです。これでは、議員や議会は市民から遠い存在です。

地域の小学校の放射能問題について、議員と相談したいと思いました。一番身近な議員に相談をお願いしたのですが、断られてしまいました。こういうときに議員数が多ければ、自分の切実な問題に対して関心をもってくれる議員が

その中にいる可能性が高いと思います。議員もそれぞれ得意分野があるでしょう。福祉、教育、医療、建築、環境、市民参加等々。

いろんな議員がいて様々な意見を吸い上げ、議論を行い、市民がそれを見て聴いて納得できるようになることが、議会の本質的な役割だと思います。

横浜市のような大規模な自治体では、特にそれが大事です。市職員の専門能力は高くなりますが、市民の声は届かなくなります。市長や市議と話したことがある市民はどれほどいるのでしょうか。議員の給料を一般的な市民程度に抑え、議員数を増やすことが大切だと思います。もちろん、議員が増えただけでは意味がありません。それぞれの議員が市民参加を促し、市民の意見を反映できるように働くことこそ重要です。議会改革では、その点を改革して議会を身近なものにして欲しいと思います。

◆編集後記◆

締め切り間際に「政務調査費、神奈川県議会 4 会派に 2 億 3,720 万円返還命令」というビッグニュースが飛び込んできました。当会のメンバーでもある「政務調査費改革かながわ見張番」の 5 年におよぶ活動の成果です。

このニュースの波及効果がもうすでにあらわれている議会もあるようです。こうして皆さまから寄せられた原稿が他の自治体議会へも影響を及ぼし、少しでも「開かれた議会」になることを願ってやみません。皆さま、原稿をありがとうございました。(こ)

世話人 (2013 年度)

青木有俱 (茅ヶ崎)、赤倉昭男 (相模原)
江口武正 (川崎)、小林眞理 (横浜)
田口謙吉 (二宮)、村中恵子 (茅ヶ崎)

連絡先：赤倉昭男

〒252-0314 相模原市南区南台
5-13-8

TEL : 042-749-9140